

## 議員提出議案一覧表（意見書）

### 議員提出議案第3号

#### 学校給食費の無償化を求める意見書（否決）

貧困と格差が広がる中、就学援助の給付水準の切り下げや消費税増税などが追い打ちをかけている。昨年10月の消費税増税に伴い、学校給食費の値上げを検討している自治体もあり、教育費の負担軽減を進めようとしている自治体を苦しめることにつながっている。

学校給食費にかかわる文部科学省の調査結果においても、全額または一部補助をする自治体が年を追うごとにふえていることが明らかになった。その一方で、財力による自治体間格差が大きくなっている点も鮮明になっている。

子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養摂取の偏り、朝食の欠食などの食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、問題は多様化、深刻化してきている。

地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、食は重要な教材である。学校給食は、食育の「生きた教材・食の教科書」として、学校給食法でも教育活動の一環に位置づけられている。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小・中学校で学校給食を実施し、学校給食費を無料にすることが求められている。

子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、子どもたち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子どもたちの健やかな発達を保障するためにも、国においては、学校給食費の無償化を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

---

### 議員提出議案第4号

#### 加盟店の営業と権利を守り、コンビニ業界の健全な発展を図るため、 コンビニ・フランチャイズ法の制定を求める意見書（否決）

現在、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）の店舗数は約5万7000店舗あり、2000年から20年間で約2万2000店舗増加した。コンビニの業務内容は、商品を販売するだけでなく、税金や保険料の収納代行、ATM、災害時の支援拠点など多岐にわたっており、地域を支える重要な役割も担っている。今やコンビニは人々の生活にとって、なくてはならない存在となっている。

一方で、人手不足や人件費の高騰、高いまま変わらないロイヤルティ（上納金）、24時間営業の強制、ドミナント（特定地域への集中出店）による売り上げの低下、オーナーにだけ廃棄負担を押しつけるなどの特異な会計方式、仕入れの強要や契約の更新拒絶など、さまざまな要因が絡み合い「コンビニ経営の危機」が起きている。その根本原因は、コンビニ本部とオーナーが対等な関係にはなく、不公正なフランチャイズ契約で縛られる点にある。

多くのオーナーから、「業務が複雑化しているのに利益が出ない」、「このままではコンビニ自体が立ち行かなくなる」という声が出る中で、オーナーはコンビニ本部に対し何度も事態を是正するための話し合いを求めてきたが、根本的な解決には至っていない。

直面する危機打開のために、コンビニ本部の横暴を規制し、オーナーの待遇をコンビニが担う社会的役割に見合ったものに改善するとともに、業界が健全に発展することを目的とした新たなルールを確立することが必要であるとする。

よって、政府に対して、下記の事項の実現を求める。

記

- 1 コンビニ本部とオーナー間の不平等な関係を規制し、対等な立場で協議、交渉ができる権利を保障するコンビニ・フランチャイズ法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

---

### 議員提出議案第5号

#### 後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める意見書（否決）

2019年12月19日に発表された政府の全世代型社会保障検討会議中間報告において、現在75歳以上の高齢者（以下「後期高齢者」という。）の窓口負担を、「負担能力に応じたものへと改革していく」とし、「一定所得以上の高齢者」を対象に、「2割負担」を導入することを盛り込んだ。

今後、「団塊の世代」が75歳以上になり始める2022年までに実施できるよう法制上の措置を講じている。

後期高齢者の所得の約8割は公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活している。この間、公的年金が減らされてきた結果、後期高齢者の年平均所得は、1996年に約210万円であったものが、2016年には約180万円となり、約15%も減少している。さらに、高齢者の貧困化は深まり続け、生活保護を受給している高齢者世帯は安倍政権下で約1.2倍も増加している。これ以上の負担増は、医療機関への大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされることは必至である。

後期高齢者の医療費窓口負担の2割化は高齢者の暮らしと命、健康を守る上で大きな影響をもたらすものである。

よって、国に対して、後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

---

### 議員提出議案第6号

#### 国民健康保険財政への国庫負担割合を元に戻し、自治体と国民健康保険加入者の負担軽減を求める意見書（否決）

国民健康保険（以下国保という。）制度は、1961年に被用者保険加入者以外の人々が加入する国民皆保険制度として発足し、2010年においては国民の約4割が加入している制度である。国保制度は被用者保険と異なり、事業主負担がないことから、その財源は国庫負担、自治体の負担、国保加入者の保険料と医療費自己負担で賄われている。

国保加入者層は、当初は自営業者や農林水産業者など雇用者以外の人たちが加入する制度であったが、無職者が54.8%、被用者保険に入れない雇用者が24.1%、自営業者は14.5%、農林水産業者は4%である。この変化は、自治体への保険料収入が大きく減少してきていることを物語っている。

国による国庫負担割合の削減は、国保総収入に占める割合として、1984年の49.8%から2005年の30.6%へと激減しており、医療費ベースでは45%から38.5%へ削減された。このことにより自治体国保は財政危機となり、国保税の引き上げにつながり、国保加入者はたび重なる国保税の引き上げにより滞納世帯が急増し、国保税収納率の低下を招いている。

全国知事会は、2014年に国保税を全国健康保険協会並みに引き下げるため、「1兆円の公費負担増」を政府へ要望している。

全国市長会は、2019年11月の国保制度等に関する重点提言で、「国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。」と国に提言している。

よって、国に対して、国庫負担割合を元に戻し、国保財政を豊かにして自治体と国保加入者の負担軽減を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

---

## 議員提出議案第7号

### 最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と 中小企業支援の拡充を求める意見書（否決）

今、パート、臨時、非常勤などの「非正規雇用労働者」は全労働者の4割に及んでいる。そして、政府も「結婚の壁」と認める年収300万円未満で働く人は、全労働者の約4割に達している。低賃金で不安定な仕事にしかつげず、自立も結婚もできない人がふえ、少子・高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという「貧困の連鎖」も社会問題となっている。

2019年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京都で時給1013円、青森県を含む最も低い15県は時給790円である。青森県の最低賃金では、週40時間の法定労働時間（月173.8時間）で働いても、月額13万7302円にしかない。これから、税金や社会保険料を控除すると、手取り額は11万円程度にしかならず、これでは憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」はできない。青森県と東京都の賃金格差は、時間額で223円にまで広がっている。「同一労働同一賃金」を提唱しているが、青森県と東京都の全国チェーンのコンビニエンスストアを比較してみると、取り扱う商品やサービスの値段が同じであるのに、従業員の賃金に格差があるのは説明できない。

この賃金格差が、若年労働者の流出を招き、高齢化の進展に拍車をかけ、地域経済を疲弊させる要因となっている。青森県の推計人口は、ピーク時約153万人であったが、現在は124万5302人（2019年11月1日現在）にまで減少し、さらに地方紙では、2045年には82万人にまで減少すると報道されている。地域経済を活性化させる上で、賃金の地域間格差是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要である。2016年に実施した全労連東北地方協議会の「最低生計費試算調査」結果では、青森市で25歳単身男性が生活するために、税込月額21万6083円が必要となっている。法定労働時間換算（月173.8時間）では時給1243円が必要であり、所定労働時間換算（全国平均150時間）では時給1441円が必要であるとの結果になった。東北各県庁所在地や首都圏などと比較しても、最低生計費に大きな違いはなかった。したがって、最低賃金を生活できる額に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現を求めることは、生活実態や格差是正の点でも当然の要求と考える。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充することが求められている。中小企業の社会保険料負担の減免制度を設けるなど、中小企業への経営支援を拡充させることにより、最低賃金引き上げの全体的な合意が形成されると考える。さらに公正取引の確立の点から見ても、企業間取引の力関係の中で単価削減や賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが重要である。

よって、政府に対して、下記の事項の実現を強く求める。

#### 記

- 1 労働者の生活を支えるため、最低賃金を時給1500円へと大幅に引き上げること。
- 2 最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 3 最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

---

### 議員提出議案第8号

#### 全国学力・学習状況調査に関する意見書（否決）

文部科学省は、2007年より全国の小学校6年生及び中学校3年生を対象に、全国学力・学習状況調査を行ってきた。全員参加方式（悉皆式）で実施され、学校別の成績を開示する地方自治体が次々とあらわれたため、今日では都道府県や政令指定都市などの地方自治体間だけでなく、学校間の点数競争を引き起こしている。全国学力・学習状況調査の対策として、都道府県、さらには市レベルでも模擬試験を導入する自治体が激増し、平成30年度は、全体の約70%の都道府県が独自の学力調査を実施し、さらには85%の政令指定都市までもが独自の学力調査を実施しており、子どもたちはテスト漬けの状態である。

このような状況を受け、国連子どもの権利委員会は、2019年2月、子どもにとって余りにも競争的な日本の教育環境を改善するよう日本政府に勧告している。不登校や子どもの自殺が社会問題である今、国に求められているのは、早急に子どものストレス要因を取り除く努力なのではないか。

教員に関しても、ただでさえ過労死ラインを超える過重労働が問題視されている中で、教員はテストの分析と対策に追われ、疲弊している。2018年に実施された経済協力開発機構（OECD）による国際教員指導環境調査（TALIS）においても、教員の週平均労働時間は、加盟国平均の38.3時間に対し、日本の中学校教員は56時間と最長となった。

また、教員不足が社会問題となり、全ての教室、教科に教員を確保することさえできていない状況がある。一方で、毎年50億円を超える税金で大企業が実施する全国学力・学習状況調査に費やし、各自治体でも多額の税金が自治体独自のテストに費やされていることには、矛盾を感じずにはいられない。

さらに本市浪岡地区において、2016年8月にいじめによる自殺という痛ましい事件が発生した。2018年8月に青森市いじめ防止対策審議会が取りまとめた最終的な報告書では、教育のあり方に関する問題として、全国学力・学習状況調査が学校現場の競争的環境の一因となっていること、また、競争的学校環境が児童・生徒にストレスを与えていることを踏まえ、その実施を含めた全国学力・学習状況調査のあり方について、再検討と抜本的改革に取り組むことを提言している。

全国学力・学習状況調査の目的が調査であるならば、サンプル調査で十分である。子どもや教員への深刻な影響を懸念し、全国学力・学習状況調査の調査方式を悉皆式から抽出式に改めることを求め

る。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

---

#### 議員提出議案第9号

##### 地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書（可決）

交通は、国民生活及び経済活動にとって不可欠な基盤であり、国においては、交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、地域公共交通を維持するための制度が少しずつ充実しつつある。

その一方で、地域の公共交通の廃止や縮小に十分な歯どめがかかっておらず、企業努力も限界に達している。

人口減少・少子高齢化の進展、限界集落及び買い物弱者の増加等に伴う地域コミュニティの崩壊、地球温暖化等に伴う環境問題への対応など、公共交通の果たすべき役割はますます重要になっている。

欧米では公共交通に対する公的補助は、経営の問題よりも持続可能な都市政策として正当化されており、上下分離方式の導入や、補助割合が手厚いケースも多く見られ、公共交通の利便性を向上させている。

公共交通がその機能を十分に発揮し、真に活力ある地域や経済社会をつくっていくためにも、公共交通に対する財政支援の拡充が求められる。

よって、国においては、地域公共交通維持・拡充のため、財政支援措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

---

#### 議員提出議案第10号

##### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（可決）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全と癒やしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域

が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす住民の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続き総合的な過疎対策の充実・強化を図り、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

#### 記

- 1 新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件及び指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
- 2 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大及び子育て支援等の施策を推進すること。
- 3 住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保及び教育環境の整備等、広域的な事業による対応も含めて推進すること。
- 4 過疎地域においても、高度情報通信社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

---

#### 議員提出議案第11号

#### 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（可決）

従来、ひきこもりは主として若年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査結果が平成31年3月に公表されたが、40歳から64歳までのひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府の取り組みとしては、これまで都道府県及び政令市に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、都道府県及び市町村において「ひきこもりサポーター養成研修」等を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府においては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受けとめるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

#### 記

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ（訪問型）支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりに適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保、さらには家族に対する相談や講習会の

取り組みなどを促進すること。

- 3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

---